

建設業における働き方改革と 工期の適正化について

東北地方整備局 建政部
建設産業課

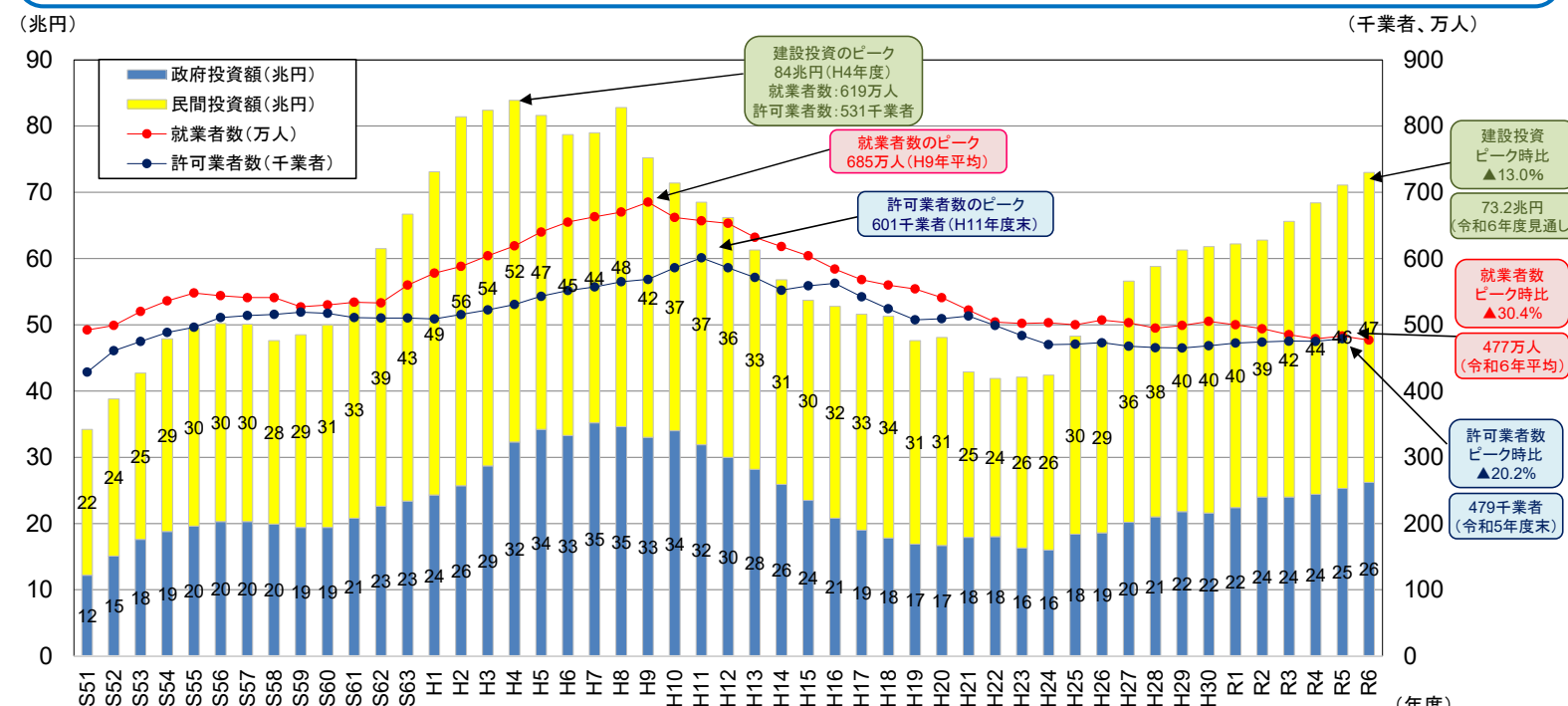


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移



- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和6年度は約73兆円となる見通し（ピーク時から約13%減）。
- 建設業者数（令和5年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和6年平均）は477万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和3年度(2021年度)まで実績、令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)は見込み、令和6年度(2024年度)は見通し

※平成27年度の建設投資額から建築補修(改装・改修)投資額を新たに計上している

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状

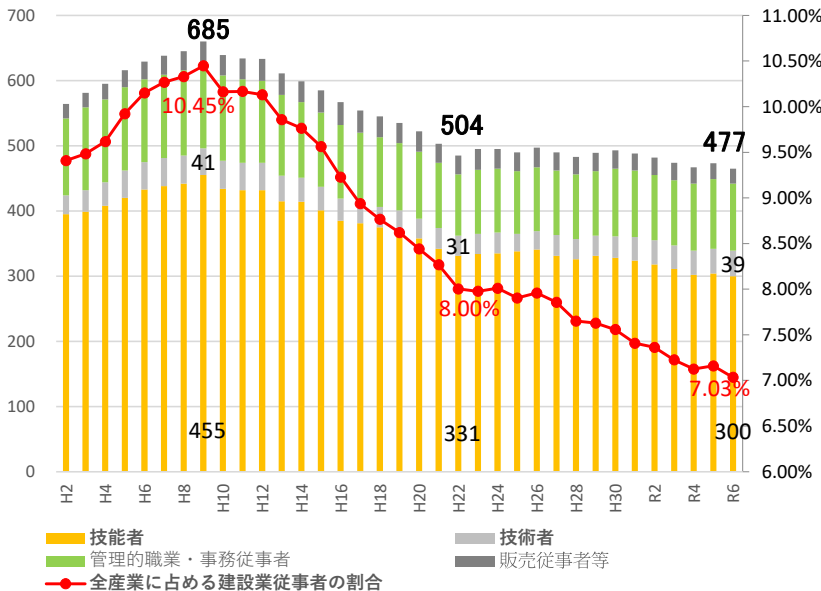
技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 477万人(R6)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 39万人(R6)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 300万人(R6)

(万人)

建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



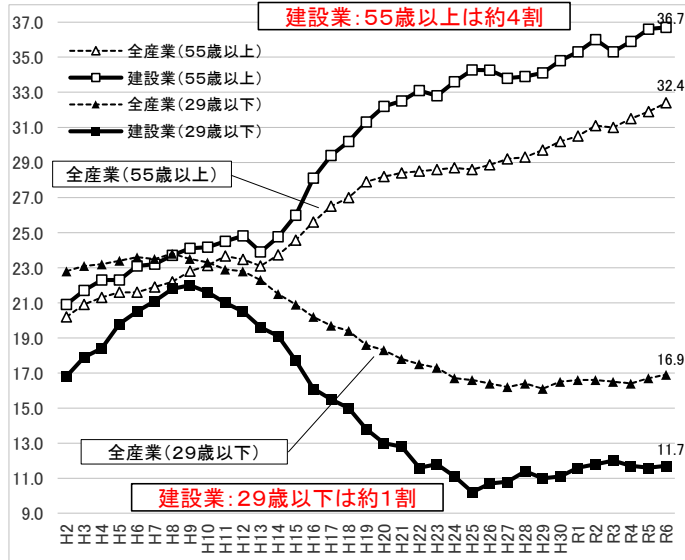
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

(%)



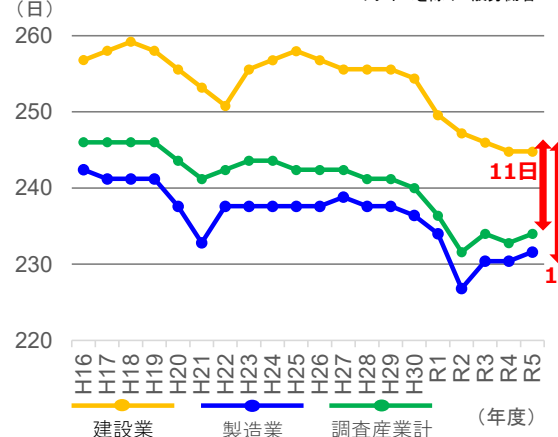
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

2

建設業における働き方の現状

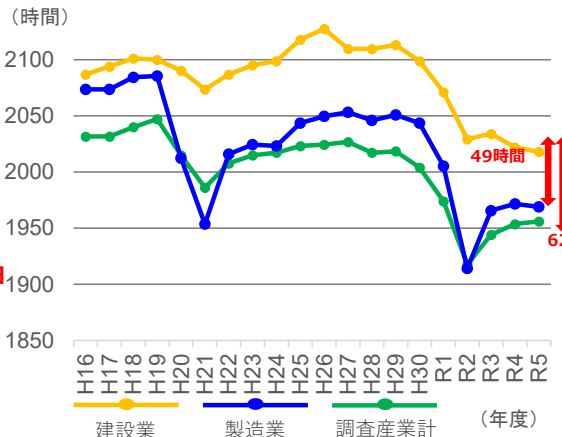
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月労働統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

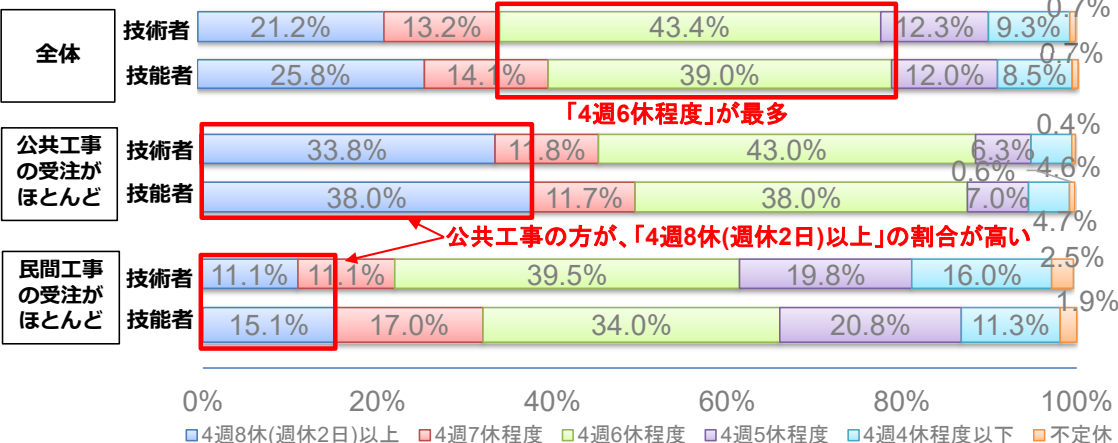
○厚生労働省「毎月労働統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

出典：厚生労働省「毎月労働統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況

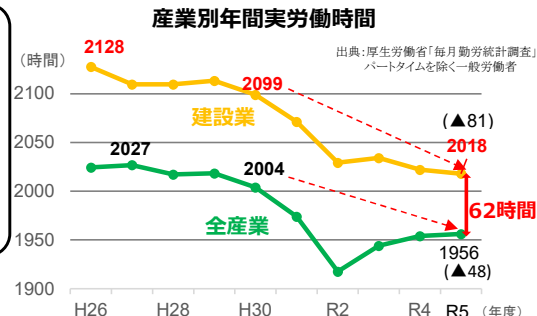


技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和6年8月6日公表)

3

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少**したが、**なお高水準**。
- 令和6年4月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット (厚生労働省)



■動画による広報 (厚生労働省)

3. 適正な工期設定

- ・中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定 (R6.3改定)
 <改定の主な内容>
 ○注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
 ○自然要因 (**猛暑日**) における**不稼働**を考慮して工期設定。
 → **基準を踏まえた適正工期の設定**を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・国交大臣と建設業4団体が労働時間規制の導入を踏まえて、「**必要な対応に万全を期す**」ことを**申合せ**
- ・厚労省と連携して**実地調査**し、**是正指導**



■建設業4団体との申合せ

2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- 〔直轄〕令和5年度は原則**すべての工事**で**実施**
- 〔都道府県〕令和6年度から**原則100%**を目指す
- 〔市町村〕国と都道府県が連携して**導入拡大**を働きかけ

4. 生産性の向上

- ・労働時間削減のノウハウ等を整理した好事例集を作成・横展開
- ・直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

4

工期に関する基準 改正の概要 (令和6年3月)

- 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
 降雨日・降雪日、猛暑日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
 労働基準法に基づく法定外労働時間の遵守
 建設業の抱い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント
 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
 工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人員確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事 (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
 駆け込みホットラインの活用
- (2) 建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応
 受発注者間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

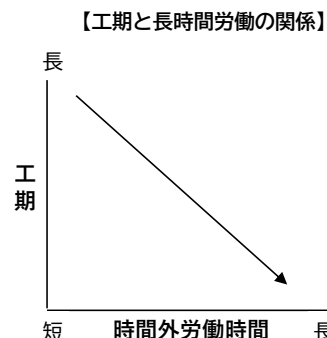
働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について優良事例として整理
 ※詳細は別紙に整理

5

- 建設業法第19条の5では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことを規定。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**することにより、**そのためには、適正な工期設定を行う必要**があることから、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

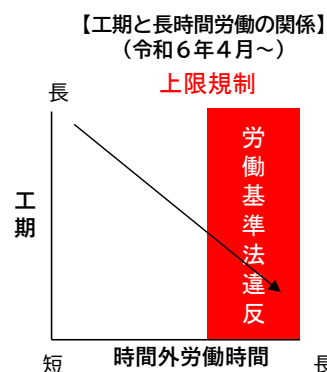
短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該**上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、**「工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか」に着目**することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、**「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。



著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に発注者が受注者に示した条件
- 締結された請負契約の内容
- 受注者が「著しく短い工期」と認識する考え方
- 過去の同種類似工事の実績
- 受注者が発注者に提出した見積りの内容
- 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
- 当該工期に関する発注者の考え方
- 賃金台帳 等

著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、**「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短く**なり、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ② 契約締結された工期が、**過去の同種類似工事の工期と比較して短く**なることによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ③ 契約締結された工期が、**受注者が見積書で示した工期と比較して短い**場合、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。

時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用される。このことを踏まえ、当該**上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、発注者と受注者との間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断**される。

工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用**される。
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止を図る観点から、当初の契約の際、公共工事標準請負契約約款第21条、民間工事標準請負契約約款（甲）第29条、または民間工事標準請負契約約款（乙）第19条（それぞれ「著しく短い工期の禁止」の規定）を明記しておくことが必要である。

事例

- 元請業者は、受注時に想定不可能な地中障害物の影響で、数か月の工事中止を余儀なくされ、当初の竣工日での引渡しが困難なことから、施主と工期延伸の協議を行った。
- 施主は、全体の事業計画の関係から、元請業者に当初の竣工日の厳守を求め、一切、工期の延長は認めなかった。
- 元請業者は、数か月の遅れを取り戻すために、突貫工事による残業、休日や深夜の作業を行い、下請業者の従業員が、時間外労働規制の上限を超える労働時間となった。

発注者（施主）、元請業者は、
「著しく短い工期の禁止」に違反

- 工期等に影響を及ぼす事象（この事例では、地中障害物）に関する情報提供義務は、発注者（施主）側にある（建設業法20条の2）。下請契約においては、元請業者も同様。
- 工程遅延等が発生し、当初契約時の工期では施工できない場合には、工期の延長等を含め、受発注者間で協議して合意したうえで、施工を進める必要がある（工期に関する基準）。
- 著しく短い工期の禁止（建設業法19条の5）は、当初契約だけでなく、契約変更にも適用。
- 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者（施主）に対して、勧告を行うことができ、従わない場合は、その旨を公表することができる（建設業法19条の6）。また、建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は勧告（建設業法41条）や指示処分（同法28条本文）を行うことができる。

8

著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置

発注者

著しく短い工期による契約

(ア) 勧告

許可行政庁

(イ) 勧告・指示

駆け込み
ホットライン 等

違反の疑いを
通報

元請業者
(建設業者)

著しく短い
工期による契約

一次下請業者
(建設業者)

(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合は、その旨を公表することができる。

※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

○建設業法(抄)

第十九条の六 (略)

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(イ) 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする勧告や、同法第28条を根拠とする指示処分を行う。

※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能

9

工期不足に対応する取組

工期不足に対応する取組

※調査対象
＜建設企業＞建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体(116団体)の会員企業2,182社
※調査時点
令和5年1月19日現在(令和4年1月以降に請け負った工事)

時間外労働に関する内容が最多



工期不足に対応する取組としては、休日出勤、早出・残業の時間外労働に関する内容が全体の約4割を占める。

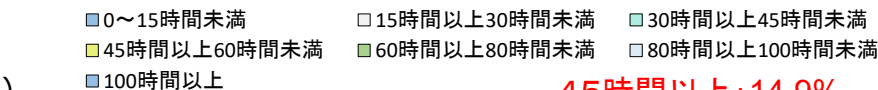
また、これらの時間外労働での対応は、下請業者ほど多い傾向にある。

10

働き方・工期設定の状況について

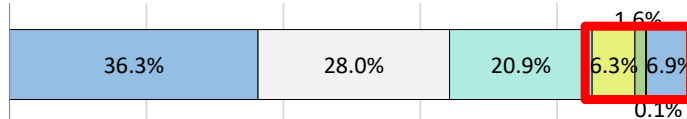
月当たりの平均的な残業時間

(技術者)



45時間以上: 14.9%

2023年度調査
(N=896)



→ 時間外労働上限規制適用対象

(技能者)

2023年度調査
(N=590)



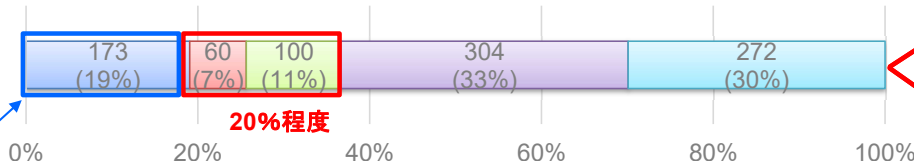
45時間以上: 9.0%

※回答数は技術者・技能者を直接雇用している企業数

(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和5年度),国土交通省

工期設定の状況

N=909



改正建設業法の趣旨に照らし、適切に協議を行うことが重要
(R4調査: 22%)

- 注文者の意向を優先し協議は依頼しないことが多い
- 注文者の意向が優先され、協議は依頼しても応じてもらえないことが多い
- 注文者と協議を行うが、受注者の要望は受け入れられないことが多い
- 注文者と協議を行い、受注者の要望も受け入れられることは少ない
- 注文者と協議を行い、受注者の要望も受け入れられることが多い

当初契約における工期の設定方法は、注文者の意向が優先される、受注者の要望が完全に受け入れられない場合が、R5年調査では約2割を占める。
(R4調査: 25%)

(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和5年度),国土交通省

- 令和6年度（R6.7～R7.6）に、1,143件の建設Gメンの調査※を実施し649業者の指導を実施（※立入検査等を含む）
- 指導の内容は、見積に関すること（347件）、請負代金の設定に関すること（99件）、工期の設定に関すること（98件）、価格転嫁に関すること（87件）などとなっている。
- 令和7年度についても、書面調査や駆け込みホットラインの通報を端緒に調査し、取引の適正化を図っていく。

1.調査件数等の内訳

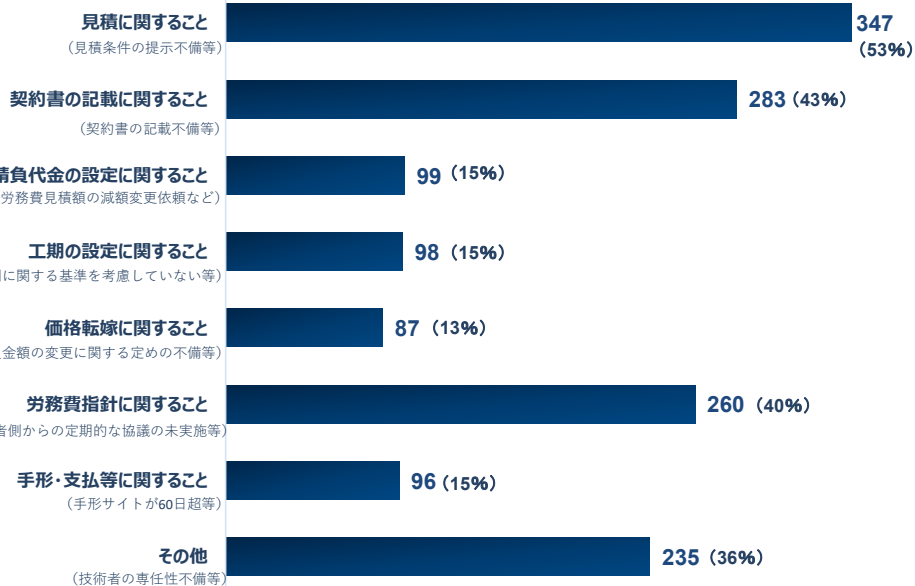
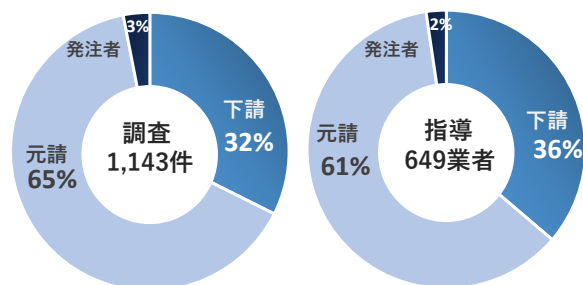
2.指導件数の内訳

【調査：1,143件】

- ・発注者 35件
- ・元請事業者：738件
- ・下請事業者：370件

【指導：649業者】

- ・発注者 15業者
- ・元請事業者：399業者
- ・下請事業者：235業者



※ () 内の割合は指導数 (649業者) に占める各事項の指導件数を割合で示したもの。
※指導件数には、法未施行の規定に係る指導を含む

12

第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

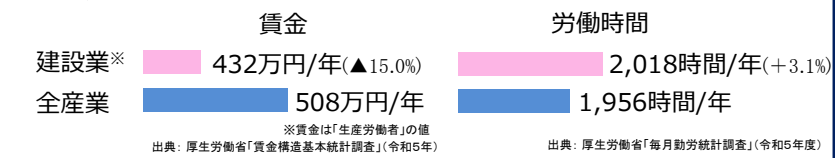
		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用 (変更契約)	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用 (データ活用・データ引継ぎ) ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化 (JV方式・労災保険加入)	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ) ・誘導的手法 (理念、責務規定) ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ) ・規制的手法など
	公共発注 体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

13

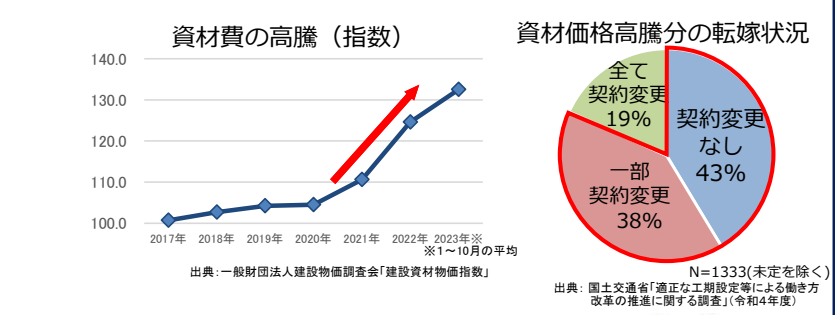
背景

建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

担い手の確保が困難



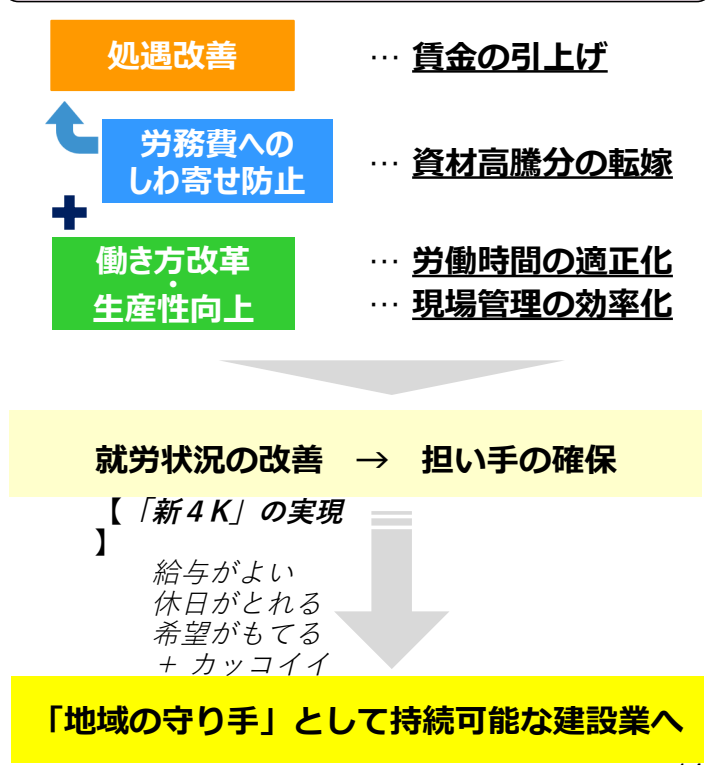
資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫



時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始 2024年4月から

方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に総合的に取り組む。

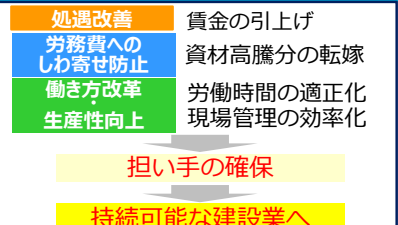


建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号 令和6年6月14日公布

背景・必要性

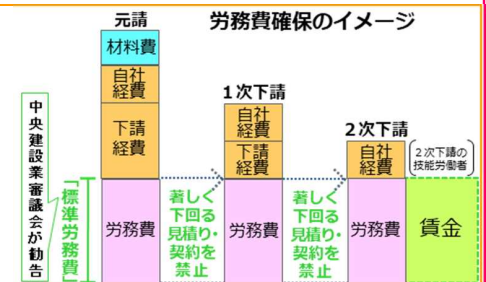
- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年(▲15.0%) 2,018時間/年(+3.1%)
全産業 508万円/年 1,956時間/年
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。
(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出



概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
→ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
→ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

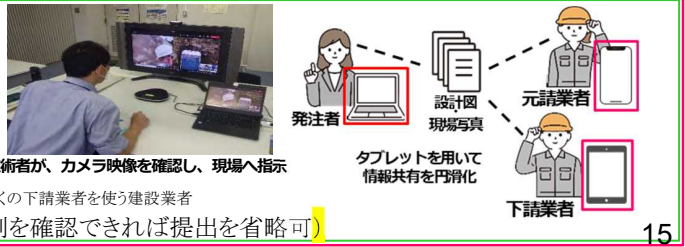


2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

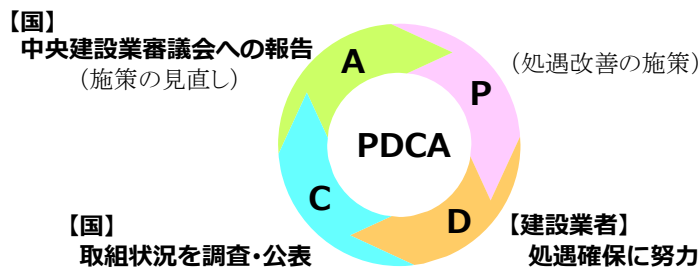
- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)
→ 特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

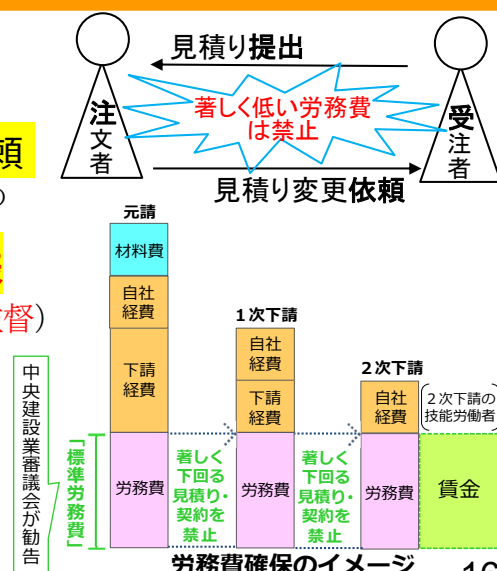


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・勧告

- **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や**見積り変更依頼**(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止**

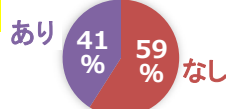
(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

【改正の概要】2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金等**の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化

契約変更条項



(出典) 国土交通省「適正な工費設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**



契約書(イメージ)

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。



「資材高騰のおそれあり」



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者**は、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ **注文者**は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「変更方法」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前 ○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

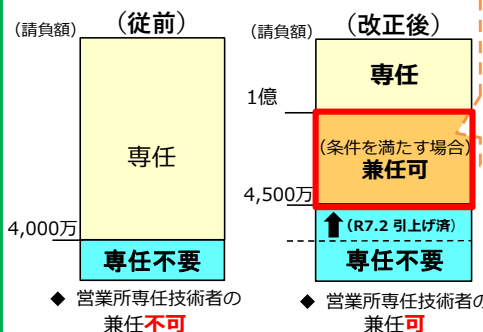
契約後 ○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



【主な条件】

- ・兼任する現場間移動が容易
- ・ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

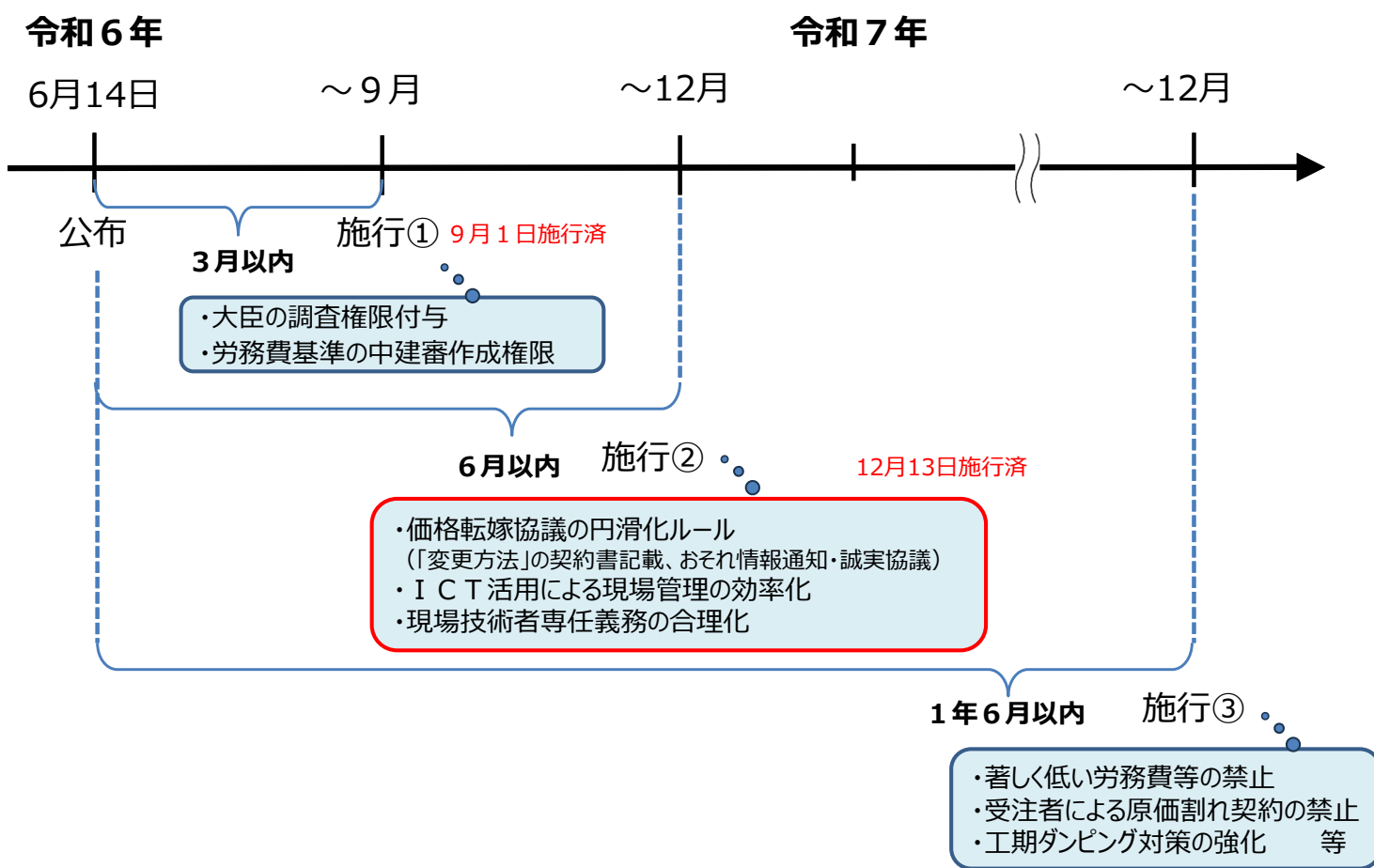
<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化 (ICT活用で確認できれば提出は不要に)

18

施行時期について(建設業法・入契法)



19